

各種申請書の記入が不要になりました

本市では令和6年2月から市民課の住民異動窓口において「書かない窓口」をスタートさせました。

昨年12月には、市民課の証明発行窓口および税務課、国保年金課、介護保険課、子育て支援課にも導入しました。



手続きの流れ

- ①本人確認（本人確認書類の提示）
- ②職員が手続きの内容を聞き取り、専用システムを用いて、氏名・住所・生年月日などの基本情報が記載された申請書を作成
- ③申請書の内容を確認し、電子署名
※必要に応じて補記してもらう場合があります。
- ④証明書の受取・会計、関連する次の窓口へ

キャッシュレス対応「セミセルフレジ」導入しました

令和7年2月から、市民課、税務課、介護保険課、国保年金課において、各種証明書の手数料をキャッシュレスで支払いができるようになりました。接触による感染症リスクを抑えるとともに、現金支払いより決済速度が速いといった点で大変好評です。税金や保険料、印紙など、一部現金でしかお支払いできないものがあります。

戸籍に氏名のフリガナが記載されます



▲コセキツネ

5月26日(月)に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。5月26日以降、順次本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。

通知のフリガナが正しい場合は、通知されたとおり戸籍に記載されますので届出をする必要はありません。通知のフリガナが認識と違っている場合は、来年5月25日(月)までに届出をする必要があります。泉佐野市は8月中に通知を発送する予定です。

なお、フリガナの届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。フリガナの届出にあたって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺には注意してください。

戸籍のフリガナ制度について、詳しくは法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)をご覧ください。

